

# 路外駐車場の届出手続き

以下の要件に該当する路面駐車場については、「駐車場法」並びに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、本市への届出が必要です。

	駐車場法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
対象となる駐車場	①～④のすべてに該当する駐車場が対象	①～③のすべてに該当する駐車場が対象
	①一般公共の用に供される(誰でも利用できる)駐車場である。	
	②駐車場の用に供する部分(駐車マス・スペース)の面積が500㎡以上である。	
	③駐車料金を徴収する(有料の)駐車場である。	
	④都市計画区域(都市計画法第4条第2項)にある。 (本市は全域がこれにあたるため、自動的に該当)	
		※道路の付属物、公園施設、建築物又は建築物特定施設である駐車場は除きます。
	※平成18年11月30日の改正駐車場法の施行により、自動二輪専用(専用及び自動車との併用)駐車場も新たに届出の対象となりました。	
対象とならない駐車場(例)	・事務所や店舗等の専用駐車場 ・月極等の定期契約駐車場	など、特定の人しか利用できないもの。
	※ただし、店舗等の駐車場であっても、その店舗の利用者のみに駐車場の利用が限定されるように運用されていない場合(〇〇専用駐車場と掲示していても、実際には誰でも利用できる場合など)は、上記の①に該当します。	



届出の種類	※届出にあたっては、駐車場を以下の①及び②で定める基準に適合させなければなりません。また、届出の対象とならない駐車場についても、対象となる駐車場の①・②に該当する場合は、①で定める基準に適合させる必要があります。	
	①駐車場法施行令	
	②移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令	
	①設置の届出(第12条) 駐車場を開設するときは、駐車場の位置・規模・構造・設備等について届け出てください。	①設置の届出(第12条第1項) (この届出は、駐車場法による設置の届出に所定の書面を添付することで、併せて行うことができます。個別に届け出る必要はありません。)
②管理規程の届出(第13条第1項) 駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出てください。		
③休止、廃止、再開の届出(第14条) 届け出た駐車場の全部または一部を休止または廃止したときは、10日以内に届け出てください。休止した駐車場の運営を再開したときも同様の届出が必要です。		
※①・②については、届け出た事項を変更しようとするときも同様の届出が必要です。		



届出書の様式は...	届出書の様式は、まち保全課(4階47番窓口)に用意しています。藤井寺市のホームページからもダウンロードできます。
届出・問合せ先	藤井寺市都市整備部まち保全課(市役所4階47番窓口) 電話:072-939-1111(内線4128・4129)